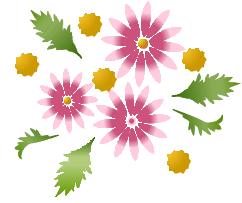


# 就学援助



## 1 就学援助制度とは

経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費、医療費などを給付する制度です。認定は市教育委員会が、保護者の所得状況などを基に判断します。

## 2 就学援助の内容

認定されますと、下記のような援助が受けられます。

- (1) 給食費・・・・・・・・・・全額支給，学校で受領し支払いします。
- (2) 学用品費・・・・・・・・・・学期ごとに保護者へ支給します。
- (3) 新入学用品費・・・・・・・・1年生の4月認定時のみ保護者へ支給します。
- (4) 修学旅行費・・・・・・・・・・必要な交通費，宿泊料等を保護者へ支給します。
- (5) 校外活動費・・・・・・・・・・遠足，宿泊学習など直接必要な交通費及び見学料など
- (6) 体育実技用具費・・・・・・・・1年と4年生の時スキーを現物支給します。
- (7) 医療費・・・・・・・・・・定められた疾病の治療に要した費用を支給します。

## 3 就学援助制度の手続き

この援助の受給を希望される方は、学校（担任もしくは教頭）にご相談ください。

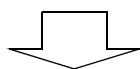
＜城西小 TEL 28-0711＞

＜認定までの手順＞

- (1) 校長または教頭と面談（家庭環境調査）等をしていただきます。
- (2) 申請書と世帯票を作成していただきます。
- (3) 学校が民生委員とお会いし、申請者の状況を伝えます。
- (4) 民生委員は、必要に応じて調査を行い、意見を記載します。
- (5) 学校が、申請書と世帯票に校長所見をそえて市教育委員会に提出します。
- (6) 市教育委員会が認定行為を行います。
- (7) 受給者認定（却下）通知書を送付いたします。

※ 提出・認定された月より支給となります。

- (8) 委任状，口座振込依頼書，銀行口座の写等を提出いただきます。



就学援助費の支給

（指定の口座へ振り込まれます）